

第5章 料金体系

【表5-1】 現行料金体系（1ヶ月分）

（単位：円、税込）

口径	基本料金	従量料金				
		0-10m ³	11-20m ³	21-50m ³	51-100m ³	101m ³ ~
13mm	979	0.0	88.0	104.5	121.0	132.0
20mm	1,562					
25mm	2,222					
30mm	2,618	88.0	88.0	104.5	121.0	132.0
40mm	5,060					
50mm	7,755					
75mm	19,030					
100mm	33,660					
150mm	58,630					

水道料金 = 使用水栓口径の「基本料金」 + 「従量料金」

基本料金： 使用水量に関わらない定額の料金

従量料金： 使用水量に応じてかかる料金（使用水量の区分に応じて、単価が決まっている）

例) 口径20mmで、使用水量 40m³の場合（1ヶ月分）

基本料金 = 1,562円

従量料金 = $\frac{0円}{0-10m^3分} + \frac{88.0円 \times 10m^3}{11-20m^3分} + \frac{104.5円 \times 20m^3}{21-40m^3分} = 2,970円$

↑
口径13~25mmまでは0円 ⇒ **基本水量制**

（1） 基本水量制

① 意義・目的

基本水量制とは、水道の普及を促進し、生活用水として一定量の清浄な水の使用を促すことによって公衆衛生の向上を図るとともに、その部分に係る料金を低廉に抑えるという政策的配慮から導入されたものです。富士市の現在の料金体系においては、口径13~25mmで1か月当たり10m³までの水量に対して従量料金がかかりません。（【表5-1】の桃色部分）

一般的に、高度成長期に度重なる水道料金の値上げ改定を、しかもかなり大幅に実施せざるをえなかった時期に、水というきわめて公共性の高いサービスの「生活用水」部分に対しては特段の配慮が不可欠だとする考えの下、それを反映してこの制度が作られたものです。

② 現状と問題点

現在は給水普及率がほぼ上限に達している状況であり、公衆衛生の向上を図る目的は達成されたと考えられます。

また、節水意識の浸透や節水機器の普及により、使用水量は減少傾向ですが、使用水量が10m³に満たない使用者からは10m³使用した場合と同負担となり、不公平であるとの声があります。

世帯人員の傾向として、国勢調査によると本市の単身世帯は平成12年には16,309世帯で総世帯数（82,667世帯）の19.7%であったものが、令和2年には28,127世帯で総世帯数（97,333世帯）の28.9%で、平成12年に比べて11,818世帯の増、増加率72.5%となっており、総世帯数の増加率17.7%に比べて大幅に増加しております。（【表5-2】参照）

単身世帯は使用水量が10m³に満たない世帯が多いことから、使用水量の多寡によらない水道料金となっている世帯が増加しているといえます。

【表5-2】 国勢調査による本市世帯数

(単位：世帯)

	H12	H17	H22	H27	R2	R2-H12	増減率
単身世帯	16,309	18,498	21,209	22,848	28,127	11,818	72.5%
総世帯数	82,667	86,791	90,834	92,438	97,333	14,666	17.7%
単身世帯割合	19.7%	21.3%	23.3%	24.7%	28.9%	9.2%	

※平成17年以前は旧富士市、旧富士川町の合算値

③ 基本水量制の見直し

公衆衛生の向上を図る目的の達成や、単身世帯の増加に伴う不公平感などを考慮しますと、基本水量制を維持する根拠は乏しく、全国的な動向や、県内において静岡市や浜松市などは既に廃止していることから、**廃止するのが妥当**であると考えます。

廃止にあたっては、小口径(13~25mm)かつ使用水量の少ない世帯の改定率が著しく増加しないように料金体系を設定します。

(2) 基本料金及び従量料金のバランス

① 意義・目的

基本料金は、使用した水量に関わらず賦課する料金で、水道事業を行うための必要な固定的経費を回収する料金として位置づけられます。(【表5-1】の青色部分)

一方、従量料金は、使用した水量に応じて賦課する料金で、動力費や薬品費など配水量に応じて変化する変動的経費を回収する料金として位置づけられます。(【表5-1】の緑色部分)

② 現状と問題点

水道事業は装置産業であり、固定費用が非常に多くの割合を占めるため、その金額を基本料金で回収しようとするとな非常に高額となります。このため、従量料金から固定費用を賄うことで生活水の低廉化を図ってまいりました。

しかしながら、水需要が減少傾向にある中、今後も従量料金は減少を続けることが見込まれることから、今後、固定費の回収に支障が生じる懸念があります。

本市は、R5-R8の期間で料金収入割合を試算すると、基本料金52.2%、従量料金47.8%となっております。

③ 基本料金及び従量料金のバランスの見直し

有収水量が減少していく中、安定的な収入構造の構築を目指し、できるだけ基本料金割合を上げる必要があります。加えて、全国の事業体が加盟している「公益社団法人 日本水道協会」が発出している「水道料金算定要領」においても、固定的経費の回収は基本料金、変動的経費の回収は従量料金とされ、その割合を算出すると基本料金は8割から9割を占めます。

これらのことから、固定的経費の回収を図るため、**基本料金を主に改定**するものとし、**従量料金は(1)の基本水量制見直しに係る箇所のみ**とします。

(3) 逦増料金制

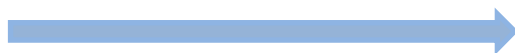
① 意義・目的

逦増料金制とは、使用水量の増加に応じて、従量料金単価が上がる料金体系のことです。

水需要の急増に対して合理的な水使用を促し、また家庭用など小口使用者の料金負担の高騰を抑え、大口使用者に新規水源開発等に伴う費用の上昇傾向を反映させるとともに、大量使用を抑制し水需要の均衡確保に資することを目的としており、本市をはじめ、多くの水道事業者で採用されております。

【表 5 - 3】 従量料金の料金単価 (単位：円、税込)

区分	従量料金			
	0-20m ³	21-50m ³	51-100m ³	101m ³ ～
料金単価	88.0	104.5	121.0	132.0



水を使えば使うほど、単価があがる

② 現状と問題点

現行料金体系における逦増度(従量料金の最高単価が1か月10m³使用時の1m³当たりの単価の何倍かを示す値)は1.5で、平成28年度の料金改定で1.83から引き下げました。

水需要が減少傾向にある中、水道施設の整備は「拡張」から「維持管理」の時代に転じており、多量区画において料金負担を高くする意義が薄れていることから、今後も料金改定の都度、逦増度を減らしていくことが目標です。

しかしながら、1m³当たりの単価は使用水量の多寡にかかわらず単一にすることが理想的ですが、急激に逦増度を減らすと小口使用者の負担が増大する問題があります。

③ 逦増料金制の見直し

今回の改定では(1)の基本水量制の廃止及び(2)の基本料金の見直しにより、小口使用者の負担増が大きいため、**逦増従量料金制については見直しを行わない**こととします。

(4) 料金体系 (案)

① 前提条件

前述の(1)から(3)までを整理すると以下の表のとおりとなります。

【表 5 - 4】 条件の比較

	現行料金	新料金体系
基本水量制	あり (口径13~25mmの 使用水量10m ³ まで)	なし (激変緩和のため、口径13~25mmにお ける使用水量10m ³ までの単価は低く設定)
基本料金割合	52.20%	53-54%程度
逦増制	あり(4区分)	あり(4区分)
逦増度	1.5	1.5